

動き始めた女性研究者支援策

Current Actions of the Japanese Government to Assist Female Researchers

久保 真季 [1]

Maki Kubo[1]

[1] 日本学術振興会総務部長

[1] JSPS

我が国の研究者に占める女性の割合は、11%。欧米諸国が軒並み30%前後であるのに対し、極端に低く、OECD加盟国中最低という不名誉な位置付けとなっている。また、助手、講師、助教授、教授とポストが上がるにつれ、女性研究者比率が低くなる。

このような現状を改善すべく、第3期科学技術基本計画では、女性研究者の採用目標が25%と明記され、平成18年度からは種々の女性研究者支援策が開始された。独立行政法人日本学術振興会は、他に先駆けて、出産や育児による研究中断・期間延長制度を導入するなど、女性研究者支援策に積極的に取り組んできたところであり、我々の実践をご紹介します。今後の方向を提言する。

日本学術振興会では、従来から、審査員等における女性比率の向上に努めるとともに、女性職員の活用を図り、政策決定過程への女性の参画に意を用いてきた。また、科学研究費補助金及び特別研究員において、男女を問わず、出産や育児による研究中断・期間延長ができる制度を平成15年度から設け、毎年、科学研究費補助金では約80名、特別研究員では約40名の方々に利用していただいている。

平成18年度からは、出産や育児による研究軽減、すなわち、研究専念(100%)と研究中断(0%)の間、50%程度の研究実施も可能とし、個々の事情に応じて、ワークスタイルを選べるように改善したところである。

さらに、平成18年度から、男女を問わず、出産や育児により研究を中断した者が、円滑に研究現場に復帰することを支援する「特別研究員RPD」(Rはリスタート)を開始した。現在、研究者のキャリアパスとして、博士号取得後、数年間のポストを経て、助手、助教授等となるのが一般的であるが、ポストの多くは、競争的資金により期限付きで雇用されている者であり、育児休業制度が認められていないことが多い。このため、出産・育児期に研究中断を余儀なくされ、いざ復帰しようとしても、直近の研究業績不足から次の研究ポストを得ることが困難な状況となっている。このような、雇用法制上の隘路を埋めるものとして、この「特別研究員RPD」を創設した。具体的には、過去5年以内に出産や育児のためやむを得ず概ね3ヶ月以上研究を中断した者を対象とし、月額364,000円の研究奨励金と年額150万円以下の研究費を2年間支援する。毎年度30名を募集する予定であったが、平成18年度分に140人、平成19年度分に212人、計352人と、予想より多い申請があり、当初計画より少し多く採用することとした。審査は、6名の書面審査員による書面審査に加え、書面合議審査、面接審査により厳正に行った。なお、面接審査の際には、競争的研究資金の審査の場としては始めて、託児室を設けた。

科学研究費補助金では、平成18年度から、「特別研究促進費(年複数回応募の施行)」が始まった。これは、科研費の通常の募集時期である11月に応募が出来なかった者に年度当初に応募機会を提供するものであるが、産休や育休を取得していた研究者なども対象であり、出産・育児支援策の効果も持つものとなる。

「特別研究員RPD」は、日本の新聞等に取り上げられるとともに、サイエンス誌にも掲載され、話題となった。しかし、本来、出産や育児期に研究を中断しなくてもいい又は中断しても安心して復帰できる状況が望ましい。このためには、研究現場における働き方、雇用状況の改善が必要であり、大学全体としての施策が必要である。平成18年度から科学技術振興調整費により「女性研究者支援モデル育成」が始まったが、これは、女性研究者の育成・活躍促進を積極的に行うモデル的な大学の取組を国が支援するものである。この事業に採択された大学では、ITネットワークを活用した在宅勤務体制の構築、研究補助者の配置、女性研究者の雇用登用促進策等、様々な施策が始まっているが、これらの施策が蓄積され、大学全体に男女共同参画の文化が浸透することが望まれる。

日本では、ここ数年急速に、女性研究者支援策に注目が集まっているが、欧米諸国でも新たな施策が始まっている。例えば、OECDは、2年前からワークショップを開催し、加盟国間で女性研究者支援策に関する情報の共有を推進している。また、EUは、平成15年に男女平等行動計画を策定し、女性研究者比率40%を目標に、統計整備、女性研究者ネットワーク支援等を行っている。女性研究者比率の低い我が国では、尚のこと、長期的継続的な取組が必要である。